

伊 勢 市 公 報

第 273 号
平成 29 年 3 月 21 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	6
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	8
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程を廃止する規程	10
告 示	
○ 違法放置物件の保管について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	15
○ 負傷動物の収容について	16

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中 「

人権政 策課長	2
------------	---

」 を 「

人権政 策課長	4
------------	---

」 に、

「

教育委 員会事 務局ス ポーツ 課長	7
--------------------------------	---

」 を 「

教育委 員会事 務局ス ポーツ 課長	6
--------------------------------	---

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施

行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 4 号

伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則及び伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則（平成 27 年伊勢市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「翌月分」を「、その月分」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成 22 年伊勢市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「翌月分」を「、その月分」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

第 24 条中「当月分」を「その月分」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 29 年 3 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則（平成27年伊勢市規則第23号）
の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保育料の納期）

第3条 保育料は、毎月末日（12月にあつては、同月26日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表22の項を次のように改める。

22 出納取扱金融機関に関すること。	特に重要	重要		軽易	
--------------------	------	----	--	----	--

別表第2の2の表1の項を次のように改める。

1 収納取扱金融機関に関すること。	特に重要	重要	軽易	
-------------------	------	----	----	--

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 3 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第1号

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程を廃止する規程
市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程(平成22年伊勢市病院
事業管理規程第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(伊勢市病院事業会計規程の一部改正)

2 伊勢市病院事業会計規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号)
の一部を次のように改正する。

別表2の表病院事業費用の部医業外費用の款看護師確保経費の項中
「及び看護職員就職準備資金交付」を削る。

伊勢市告示第 16 号

道路法第 44 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり違法放置物件を
保管したので、同条第 3 項の規定により公示します。

平成 29 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	798
名 称 又 は 種 類	石灯籠
保 管 物 件 の 形 状	石灯籠
保 管 物 件 の 数 量	1 基
放 置 さ れ て い た 場 所	伊勢市岩淵 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上
除 去 し た 日	平成 29 年 2 月 24 日
保 管 を 始 め た 日	平成 29 年 2 月 24 日
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫
問 合 わ せ 先	伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 17 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 健
	伊勢市有滝町 2040 番地
変更後	楠 木 晴 久
	伊勢市有滝町 2939 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 29 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,174 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,115 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,229 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,687 人

伊勢市公告第 23 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 24 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 29 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一之木 5 丁目	猫	雑種	茶白	不明	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 29 年 3 月 2 日

3 収容期限 平成 29 年 3 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）